

第35回企画専門調査会(平成22年9月28日)資料  
 「(平成22年度)食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の案件候補について」抜粋

物質名(危害要因)	主要な物質(危害要因)に関する概要	国内外における状況等
人工甘味料一般	<p>天然ではない甘味料を一般に人工甘味料というが、我が国では食品添加物として指定され使用が認められているもののみが流通している。必要に応じて規格や基準が定められている。原則として使用添加物には表示義務がある。砂糖代替食品、飲料、菓子、酒、醤油等に使用されている。</p> <p>最近では、キシリトールのように、低カロリーの理由ばかりではなく、虫歯予防の調整など、健康機能をもった甘味料もある。</p>	<p>〈国内〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食品安全委員会による評価状況：厚生労働省が食品添加物指定等の検討をする際に依頼された場合に行われる。</li> <li>・使用制限のある甘味料については、調査を行い一日摂取許容量(ADI)比を推測する等管理が行われている。</li> </ul> <p>〈国外〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・WHO/FAO合同食品添加物専門家会議(JECFA)等：評価を行っている。</li> <li>・EU、米国等：甘味料は使用制限を課して使用されているようである。</li> <li>・サイクラミン酸のように、日本で認めていない甘味料が利用されてる場合がある。</li> </ul>